

川崎市病院局規程第19号

川崎市病院局企業職員単身赴任手当支給規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年3月31日

川崎市病院事業管理者 金 井 歳 雄

川崎市病院局企業職員単身赴任手当支給規程の一部を改正する規程

川崎市病院局企業職員単身赴任手当支給規程（平成17年川崎市病院局規程第29号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「配偶者」の次に「届出をしないが、事実上婚姻関係と同様にある者を含む。以下同じ。」加える。

第5条第1号を次のように改める。

- (1) 新たに川崎市病院局企業職員給与支給規程（平成17年川崎市病院局規程第24号。以下「給与支給規程」という。）第2条第1項に規定する病院企業職給料表の適用を受ける職員となったことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他第2条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する事業所に通勤することが通勤距離等を考慮して第3条に規定する基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員

第5条第7号中「病院企業職給料表の適用外であった者から人事交流等により引き続き」を「新たに」に改める。

第10条第2項第1号中「第20条の3第5項」の次に「（同規程第20条の5第5項において準用する場合を含む。）又は川崎市病院局企業職員の育児休業等に関する規定（平成17年川崎市病院局規程第35号）第23条」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の川崎市病院局企業職員単身赴任手当支給規程第5条第2項第1号

及び第7号の規定は、切替日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。